

《早稲田大学相撲部を支援する会（別名：早稲田大学相撲部サポーターズ倶楽部）》

会 則

第一章 名 称

第 1 条 本会は早稲田大学相撲部を支援する会（早稲田大学相撲部サポーターズ倶楽部）と称す

第二章 目 的

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り会員と相撲部との関係を親密にすると共に相撲部の発展を後援することを目的とする。具体的には、早稲田大学相撲部に対する食糧の差し入れ、食料費の支援、相撲部活動費の補助を実施し、相撲部の強化を目指す

第三章 組 織

第 3 条 本会は下記の会員を持って組織する

- (1) 早稲田大学相撲部の活動を理解し、本制度の趣旨にご賛同頂ける個人または法人及び団体の皆様
- (2) 各会員がお互いを理解、尊重し会の運営や会主催のイベントにご協力いただける方

第 4 条 正会員中、下記役員をおく

- (1) 会 長 若干名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 事務局 若干名（会計を兼ねる）
- (5) 会計監査 1 名

第 5 条 役員を選出は下記の方法で行う

- (1) 会長、副会長、幹事は正会員中より選出する
- (2) 会計、会計監査、事務局は会長が委嘱する
- (3) 事務局には、主将、副将、主務等の学生が参加する

第 6 条 役員の仕事は下記の通り定める

- (1) 会長は本会をまとめ、副会長は会長を補佐し会長不在の時はその会務を代行する
- (2) 幹事は会員と相撲部指導者との密接な連絡を図り掌握する
- (3) 事務局は会計、事務全般をおこなう

第 7 条 各役員の仕事は 2 年とし再任することができる

第 8 条 各役員に欠員の生じた時は下記の通り補充し補欠者の任期は前任者の残任期間とする

第四章 事 業

第 9 条 本会は下記の事業を行う

- (1) 相撲部活動の促進をはかる
  - ・ 特別練習強化支援
  - ・ 日常栄養管理等支援
- (2) 会員相互の親睦を図るため下記行事を行う
  - ・ 「親睦ちゃんこ会」へ「早稲田杯」など、早稲田大学相撲部が主催（又は参加する）する各種行事へのご招待
  - ・ 早稲田大学相撲部オリジナルグッズの提供（入会時及び作成時）
  - ・ 早稲田大学相撲部試合・練習へのご招待（有料チケットの配布）
  - ・ 稲角会ニュース（相撲部活動状況報告）の配布 等

第五章 会 計

第 10 条 正会員・特別会員は年会費を納める

- (1) 年会費 1 口 3000 円 1 口以上
- (2) 会費納付先（原則：下記口座振込もしくは手渡し可能）  
早稲田大学相撲部 S P 倶楽部 事務局長 植田力康  
（三菱 U F J 銀行 普通預金 品川駅前支店（588）口座番号 0 3 0 3 4 0 2）

第 11 条 本会の経費は会員の会費及び寄付金を持って支弁する

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

第六章 附 則

第 13 条 本会の会則は事務局会議の決定によって改正することができる

この会則は平成 27 年 3 月 7 日から実施する

早稲田大学相撲部を支援する会（別名：早稲田大学相撲部サポーターズ倶楽部）

設立役員

共同会長 デーモン閣下、やくみつる  
副会長 和田英司(葵建物管理(株)代表取締役),打田淳(ダン(株)代表取締役)  
幹事 鶴間良夫(鶴間良夫税理士事務所【元国税OB】)  
事務局 植田力康(事務局長)、二見 颯騎(令和3年度主将)  
会計 吉村千華(令和3年度主務)  
会計監査 小倉岩男(小倉岩男税理士事務所【元国税OB】)  
事務局 〒140-0001 東京都品川区北品川 1-30-23 北村ビル 201  
株式会社植田建設東京支店内  
Tel.03-6712-1042

平成28年3月22日 事務局・会計担当者修正  
平成28年7月22日 事務局住所・電話番号修正  
平成29年3月9日 副会長肩書・事務局担当者修正  
平成30年3月22日 事務局・会計担当者・銀行名修正  
令和1年11月7日 「第2章」目的 第2条内容を変更、「第3章」第3条組織(2)を追記